

令和7年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：令和7年7月4日（金）午前9時30分～

2 場 所：静岡県庁別館9階特別第二会議室・WEB

3 出席者：14名

4 議 事

（1）審議事項

- ・静岡県国土利用計画（第六次）骨子（案）について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、座席表
- ・【資料1】国土利用計画の概要
- ・【資料2】静岡県国土利用計画（第六次）の策定
- ・【資料3】静岡県国土利用計画（第六次）骨子（案）概要
- ・【資料4】静岡県国土利用計画（第六次）骨子（案）
- ・【資料5】静岡県国土利用計画（第五次）
- ・参考資料静岡県国土利用計画審議会条例

令和7年度第1回静岡県国土利用計画審議会

令和7年7月4日

【司会】 定刻となりました。ただいまから令和7年度第1回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中御出席をいただき誠にありがとうございます。私は、司会を務めます企画部企画課の秋元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議会は、ペーパーレスにて実施いたします。事務局から資料を説明する際は、事務局側で一括して画面操作を行いますので、そのまま画面を御覧いただきますようお願いいたします。説明終了後、事務局で画面操作を解除いたします。画面上に「発表者が会議を終了しました」というメッセージが出ましたらオーケーのボタンを押していただき、タブレット内の資料を自由に御覧ください。

また、ウェブを併用した開催となっております。オンラインでの参加の委員の皆様は、発言の際に挙手機能等により意思表示をお願いいたします。音声設定につきましては、発言しないときはミュートにさせていただき、発言する際にミュートを解除するようお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況につきまして、当審議会委員15名のうち、3名のウェブ参加を含む合計14名の皆様の御出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定によりまして、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

初めに、今回は委員改選後初めての対面による審議会となりますので、新しく委員に御就任いただきました8名の皆様の御紹介させていただきます。50音順に御紹介します。

<委員紹介（8名）>

【司会】 本来ならば委員の皆様全員の御紹介を行うところではございますが、時間の都合により、誠に勝手ながらお手元にお配りしてあります委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

本日の審議会は、国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱に基づきまして公開といたします。また、会議録につきましても、委員の皆様にご確認いただいた後公開いた

しますので、御承知おき願います。

それでは、審議会開催に当たりまして、企画部長の山田から御挨拶申し上げます。

【部長】 皆様、おはようございます。企画部長の山田でございます。本日は、大変お忙しい中、第1回国土利用計画審議会に御参加をいただきまして誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして、本日は、勝又市長をはじめ、またウェブで御参加いただいている3名の委員の方、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、既に御案内のことではございますけれども、令和5年7月に都道府県の国土利用計画、今回御審議いただく計画の基本となる新たな全国計画が閣議決定されたところでございます。

この新たな全国計画では、人口減少による地方の危機など、直面する難局を乗り越えるため、地域全体の利益を実現する最適な国土利用といった観点など、5つの基本方針を示しながら、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指すということで決定されているところでございます。

本年度の第1回目となります審議会でございますけれども、全国計画を踏まえまして、本県の県土利用の将来像を示す「静岡県国土利用計画（第六次）骨子（案）」を御用意いたしましたので、御審議をお願いするところでございます。

この後、県では、全国計画を基本としつつも、次期総合計画を策定しているところでございますけれども、これらの視点も盛り込んだ国土利用計画を進めてまいりたいと考えております。

さらに、県計画を踏まえて、「基本とし」ということで法令に定められておりますけれども、県の土地利用基本計画の策定が参ります。これらは、我々の地域計画、地域社会全体をどのように形づくっていくのかということによって大きな役割を果たしてまいります。後々は、個々の土地利用についても、国の省庁等と新規計画を協議する際には重要な指針となってくるというものでございます。

また、今回の策定に当たっては、国から昨年の6月に国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針というものが示されております。この中で、私どもに与えられている役割を少し記載した部分がございますので御紹介をさせていただきますと、28ページに「土地利用の総合調整のあり方」ということで引用がございます。「都道府県内部での部局横断的な調整」ということが書かれておりまして、その中には「数次にわたる地方分権改革により、土地利用基本計画の策定・変更に係る国の関与の度合いは低下し、土地政策に関する

る都道府県の責任と役割は増している」と。という理解の下で、国土利用計画、そして県計画がつくられるということでございます。我々は、そうした責任感と視点を持ちながら審議をお願いできればと思っております。

本日の審議会での御意見を踏まえまして、修正を加えた国土利用計画の素案を作成して、次回の国土利用計画審議会でご審議をいただくというような形を取ってまいります。その間、国との協議や、市町の皆様、あるいはパブリックコメントなど、各界の御意見をさらに伺いながら、本年度末までに成案を得ていくというスケジュール感で進めさせていただければと思います。

委員の皆様には、御専門の立場からの幅広い御意見、御指摘を忌憚なくいただければと願っております。

簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】　　続きまして、勝又会長より御挨拶をお願いいたします。

【会長】　　改めまして、皆さん、こんにちは。御紹介いただきました当審議会の会長を務めます御殿場市長の勝又でございます。

本日は、今年度の第1回目ということになりますけれども、大変お忙しい中御出席をいただきましたことに感謝を申し上げます。

ただいま企画部長からも色々な経緯、今回やるべきことの説明等がありましたけれども、今回、委員の皆様には、静岡県国土利用計画（第六次）の骨子案を御審議していただくこととなります。

私も、今、市長としていろいろ市のまちづくりをしておりますけれども、なかなか少子高齢化、人口減少問題が多い中で、長期的な視野に立った国土づくりの方向性であるとか利用計画、こうしたものは、まちづくりをする上で非常に重要なものになってくると思っております。

本審議会は、国土利用計画をはじめ、土地利用に関する重要事項を御審議していただく場となっておりますので、この審議会が所期の目的を達成できますよう、私も微力でございますけれども尽くしてまいりたいと思っております。皆様の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。

次に、本審議会条例第4条第3項の規定に、「会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」ことと定められておりますので、勝又会長に会長代理の指名をお願いいたします。

【会長】 会長代理の指名ということでありますので、指名をさせていただきます。

会長代理につきましては、今まで町村会の代表の委員をお願いをしてくれているようでございますので、町村会を代表しております長泉町長の池田修委員をお願いをしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【司会】 それでは、以降の議事進行につきましては、審議会条例の定めにより勝又会長をお願いいたします。

【勝又会長】 それでは、早速ではございますけれども、議事に入らせていただきます。

静岡県国土利用計画（第六次）骨子（案）についてを議題といたします。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

<静岡県国土利用計画（第六次）骨子（案）について>

【会長】 ありがとうございます。

ただいま、事務局から、策定の経緯と、また第六次の国土利用計画の骨子案について説明がございました。本日は、骨子案への審議ということになります。皆さんから、この件につきまして忌憚の御意見をいただければと思っておりますけれども、何か御質問、御意見等がありましたらお願いします。

【委員】 細かいことを含めて4点ほどあるのですが、1点目は資料3-1の情勢の変化のところに書いてあるのですが、デジタル技術の進展ということで、国の基本方針にも徹底活用していくという話があって、それによって土地利用そのものがどうなるかという話もちろんあるのですが、徹底活用という面で見ると、特に静岡県だと3次元点群データがすごく進んでいる。それから、全国的に見ても国交省のPLATEAUとか、そういうものの整備が進んで、いわゆるデジタルツインの環境整備というのがかなり整ってきている中で、特に防災とか環境の分野においては、モニタリングであるとか、シミュレーションであるとか、そういったことが精緻にできるようになってきた。

具体的に言うと、例えば防災面だと、既に活用されていますけど3次元点群データは、

熱海の土石流のときに埋立てによる地形改変がどのように進んでいったかという、土石流の解明にもつながったわけですが、静岡県は広いですから全部で点検しろと言っても難しいので、デジタル点群データの経年変化とAIを組み合わせることによって自動的にモニタリングしながら、危なくなっているということを発見することができます。

あるいは、国交省が整備しているPLATEAUみたいなものだと、例えば都市部における津波の遡上のシミュレーションであるとか、そういうこともかなり精緻にできるようになってきていますので、そういった技術を活用してシミュレーションだとかモニタリング結果を国土利用の検討に生かしていくということも一つのキーワードとして必要なというのが1点目。

2点目は、だんだん細くなるのですが、資料中の「情勢の変化」の中でも、地球規模の気候変動と大規模な自然災害の発生というのがあるんですが、その観点の一つとして、乾燥がかなり進んでいて、アメリカでも西海岸のほうの森林火災であるとか、ハワイの森林火災、それから韓国の森林火災、日本でも2月に岩手県の大船渡市でかなり大規模な森林火災があった。そういった側面での森林管理というか、津波とか地震とかいろいろ入っているのですが、特に森林の占める割合って非常に広いので、そういった視点というのも一つ必要じゃないかということが1点。

余計なことを言うと、杉林になってしまったことによる延焼拡大要因というのはかなり大きいので、そういうことも含めて検討していく必要があるのかなという気はします。

3点目が、だんだん細かいんですが、資料3-2の都市というところの基本方針の中に、これも災害の中で地震・津波というのがあるんですが、都市部だといわゆる水害であるとか土砂災害、都市とそういったところとの境目というのはかなり近づいてきているというのがありますので、水害、土砂災害なども一つ必要なというのが1点。

最後の4点目は、非常に細かいんですが、資料3-2の「災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導の推進」は、ちょっとミスリードしてしまう気がするので、エリア外への居住誘導という意味で書いているとは思いますが、ハザードエリアに当然居住誘導するわけではないので、ちょっとその辺が気になりました。以上です。

【会長】 ありがとうございました。

今、4点ほど項目で御質問いただきましたけれども、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 御意見ありがとうございます。全部で4点、3次元点群データを活用したモニタリングのお話と、森林火災のお話、それから水害・土砂災害、そして最後はエリア

外への居住誘導ではないかということでございます。御指摘はごもっともだと思います。特に森林火災は、昨今大きなものがございましたので、そういったところをしっかりと盛り込んでまいりたいと思いますし、記述につきましても誤解を招くことのないように修正をさせていただければと思います。以上です。

【会長】 どうですか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまの質問に関してでも結構ですので、皆さんから何か御質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】 森林についての骨子案については、森林の適切な整備と保全ということで掲げいただいていますので安心してあります。ただ、森林関係者の会議でよく出る意見が、飲み水の水源に当たる森林を近年地域外の方とか県外の方が土地を売買していると、そういう例が、たくさんではないですけど、多少あると。そういう事例が今後増えてくるのではないかということで、大事な飲み水の水源ですので非常に心配しているという意見が出ています。

そういう中で、県のくらし環境部のほうで水循環保全条例というものを制定して、なかなか規制は難しいけど、届出によって水源地域の土地売買とか開発を監視していくというような説明がありましたので、そういったくらし環境部の条例と国土利用計画が連携して、ぜひ県の水源をしっかりと保全していただきたいという意見でございます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。ただいま、水源の関係から、森林の保全であったり管理であったりという御質問が出ましたけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 今委員のほうからお話がありました水源保全地域内の届出につきましては、令和5年度から受けておりまして、開発行為に関する事、それから土地取引について情報を得ております。これにつきましては、県庁内の関係部局、それから各市町の関係課に情報を共有しまして対応を取っているところでございます。

【委員】 分かりました。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに何か、皆さんから、何でも結構ですので、御意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今も話が出ましたけれども、水資源の確保というか、保全といいますか、私たち協会ではほかの県の方たちともお話をしたりしますと、県外とかではなくて、それこそ国外の方たちが自分の土地を買って、一回買われてしまうと転売転売で追いかけれないみたいな形になっていってしまうという危惧があるんですが、そういったことへの備えというのはこういうものの中に入ってくるのでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。

お願いいたします。

【事務局】 外国法人等の取引につきましても情報は得ておりまして、それについても同じように情報共有させていただいているのですが、取引自体を規制するということなかなか条例の中ではできませんので、それについては各市町の担当課も含めて監視を続けると、そういった形になります。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【委員】 はい。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。ほかに委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

【委員】 先ほど、3-1のところ、今後の課題ということが挙げられておりました。人口減少はもちろんですが、今私たちが、毎日危険を感じる程の地球規模での気候変動です。五次計画まではそこまで大きな課題ではなかったと思いますが、六次計画を検討する時に、気候変動リスクという、リスク管理という観点から計画を見直す視点も必要ではないかと思っています。

人口減少も大変大きな課題です。自然災害においても予期せぬものがあり先ほど先生がおっしゃられた災害時予測におけるデジタル技術により気候変動における変動リスクの取組を検討してもよろしいのかと思います。

【会長】 ありがとうございます。自然災害と気候変動という、大きさというか、そういった視点からの御質問ですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 御意見ありがとうございます。こちらに課題として挙げさせていただいた災害もそうですし、気候変動、こういったものは当然リスクといいますか、そういったものを踏まえながら今回計画をつくっていく必要があるという認識でありますので、御意見

のとおり検討させていただければと思っております。

【会長】 ありがとうございます。今まで以上に、この問題は世界中の問題になっていますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、皆さんから何か。

【委員】 今の御質問に関連してなんですが、やはりこれだけの気候変動を迎えて、私たちが多分居住する場所ですとか、生産の仕方などが、大きく変化して、人々が移動しなくてはいけないという事態が本当に迫ってくるのではないかというふうに思っています。極端な話ですけど、例えば、高いところに住まなければならないとか、そういったことが起こりつつあると思ひます。

例えばバヌアツなどは、皆さん、オーストラリアに移住するとか、そういう話が現実として起こりつつあるので、長期的にはそういうことも含めて、人口減少2050年ということをやっていることも考慮すると、気候変動に対応するには、2050年にはどうなっているか、どういう対応を検討する必要があるのかということの可能性として少し触れることというのは大事なことはないかなと思ひます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの気候変動に絡めて、またその影響ということもありますので、事務局、いかがでしょうか。担当のほうでも結構です。

【事務局】 御意見ありがとうございます。地域別の県土利用の基本方向、資料の3-2の最下段の左側のところにも災害に強い都市づくりといったものもござひますし、そういったところを、2050年までに正確に見通せるというところはあれなんですけれども、そういった視点は持ちながらこちらのほうは記載をしていけたらと思ひます。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。気候変動から、また土地利用まで、非常に影響もあると思ひますので、その点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

皆さんから、ほかに何かありましたらお願ひいたします。

【委員】 すみません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 ただいまの皆さんの御意見の中では、当然国土、土地というものをどう活用していくのかというのが一番の課題だと思うんですけど、その中で、農地というものは森林も併せて大きな役割を占めていると感じています。

私たち、静岡県内では、毎月すごく多くの農地が転用されて、宅地や工場や、いろんなものになっているのが現状です。その部分については、歯止めが止まらないというのが現状です、当然地権者の方や地域の希望があるので、そこを止めるということはできませんが、そのなかでも優良農地の確保というのは、ずっと長年言われていながらも、優良農地が転用されるという案件もあります。いろいろな側面があるので致し方ない部分もあるのですが、優良農地の確保という言葉がどういう意味を持つのかというのをいま一度県と農業者やみなさんと一緒に考えていけるとよりいいのではないかなと感じます。

あとは、当然農業者の人口減少の課題として、農業者をどうこれから増やしていくかという取組も県にはすすんで取組んでいただいているので、活性化はしているんですけど、農家の規模を大きくして法人化をして農地を活用してもらおうという施策もありますが、いろいろちまたを見てみますと、小さい農家、兼業農家と呼ばれる人たちもまだまだ存在としては大きい。大きい規模の農家の人たちが使い切れない小さい農地をそういう人たちが使ってくださっているという事実もある側面から考えると、いろんな農業経営体というのをもう一度確認して両方を支援していかなくてはいけないのではないかなというのをすごく感じています。

また、今の米不足、農業者は再生産価格を考えながらやっている中で、あれだけマスコミにあおられてしまうと農業者は本当に厳しいところがあって、そういった意味での農業をどうみんなが支えていくとか、県内で取れたものを県内で消費するということ、土地とは関係なくなってしまうんですけど、そういったところも含めていろいろ広い視野で考えていかないとなかなか農地も守っていけないのではないかなと考えています。

農地（土地）を守るというのは、農業分野のところだけではなくて、まちづくりであったり、縦割りだけではなく広い観点でこれからやっていっていただけるとありがたいなと感じております。よろしくお願いします。

【会長】 ありがとうございました。

農業を支えるという中で、農地の保全といいますか、また農業者の担い手であるとか、そういったいろんな問題の質問がございましたが、これにつきまして担当のほうから何か。

【事務局】 まず、農地の転用の話なんですけれども、ここはまずは農地法と、それから農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法、これの適正な運用をしていくというのが基本になると思います。市町さんと協力をして運用していくというところがございます。

一方、優良農地の確保につきましては、今農業者も減少をしております。なかなかそういった中で農地を残していくというのは難しくなっておりますけれども、優良農地としての価値を高めるために、まずは基本であります農業用水の安定確保をすることと、あと生産性が高い農地にするための整備というのを積極的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局】 2番目の御提案というか、多様な農業の担い手の確保というような観点があったかと思うんですけれども、我々農業局としましても、それこそ御提案にあったとおりの大規模な農家の生産性の向上というものを掲げつつ、例えば半農半Xのような形であるとか、農福連携によって障害者の方の農業への参画であったり、そうしたいろんな方々の支えで農業生産を維持していく、農地を維持していくというのが必要かなと思っております。

それから、3番目、米不足のお話があったかと思うんですけれども、それにつきましては、生産力の向上というような観点かなと思うんですが、我々としてもスマート農業であるとか、農地の大区画化・集積であるとか、そうしたことによって効率的な農業を進めていこうということで、今同じ時期でありますけれども、食と農の審議会という中で「食と農の基本計画」を策定しております、その中でまた御審議いただいて中身を詰めていきたいなと思っております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

回答のほうは、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。ありがとうございます。

【会長】 今、日本人の主食であります米の問題がいろいろ日本の中で言われておりますけれども、我々は主としてまちづくりをやっていますが、農地の問題と、町の活性化という考えと、また開発の問題、これのバランスというのが非常に難しくなっていますので、こうしたことも計画の中にしっかり入れていく必要があるのかなと私も今感じたところでございます。

ほかに、皆さんから何かありましたらお願いします。

【委員】 いいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今、農地の利用とか森林の関係の話が出ていましたけど、資料3-2の「県

民の安心」を実現する県土利用というところに今後心配される大規模自然災害への備えという項目が出ていますが、その中で、洪水の防止・抑制をするための森林の整備とか、あと農地をしっかりと確保することによってダム機能もある程度できますので、災害の防止への対策として森林とか農地の整備もしっかりやっていく必要があるのではないかと感じましたので、ちょっと話させていただきました。

【会長】 これは、御意見ということでよろしいでしょうかね。ありがとうございます。ほかに、皆さんから何かありましたらお願いいたします。

【委員】 3-2になります。都市計画の観点からお話しさせていただきたいと思いません。

少子高齢化、人口減少についてはそれぞれの都市の特性に応じ様々なコンパクトシティの形成を目指してリデザインしていただくことになるかと思えます。私は、清水港を中心にした清水みなとまちづくりを進めています。新たなまちの利用者という視点で、クルーズ観光客が大変多く、インバウンド観光客も増加しているなかで連日のように何千人と入ってまいります。居住者は少なくなっていますが、交流人口、関係人口もまちの利用者として対象にまちづくりを行うという視点、市民と共に進めていくこと。

その実践には、まちの利用者のニーズを適切に把握し再編することが求められています。まちの将来ビジョンと共に主体的なまちづくりによるウェルビーイングな暮らし幸福度の高い都市空間が求められます。昨今の、クルーズ観光客にしてもウォーカーブルなその地域らしいまちを、求められていてそのニーズは今までとは変わってきております。様々なニーズを捉え、その地域らしい適切な都市再編を行うこと、地元の人たちが主体的に取り組む、そういったまちづくりが望ましいと考えております。そうすれば自分事として育まれた愛着と誇りをもてる持続的なまちが形成でき次世代に承継ができると思っております。

そういった点で、最初のご説明にありましたこの県土利用計画をつくり、その後市町に下ろすというお話がございましたけれども、市町の土地利用から県土に結びつけるという考え方もあるのかしらと思ったりします。また、国土利用計画は、国土形成計画にはありますが、海域が入っていません。気候変動他、自然災害の問題を考えますと、沿岸域という考え方を災害、豊かな利用の観点から入れていき、居住空間から海岸線までのバッファのところの土地利用、都市再編の在り方にも関係あるのではないかと考えます。静岡県は東中西と多様な特性による地域でございますので、地勢に合った、計画づくりの検討を進めていただきたいと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

クルーズ船の話から、交流人口、関係人口というか、利用者のニーズに応じたというお話がございまして、あと海域の問題と、非常に大きな御質問だと思いますけれども、これについてはどうですかね。

【事務局】 御意見ありがとうございます。クルーズ船の観光客、交流人口、関係人口といった視点も、関係部局と連携しながら計画のほうに盛り込めるものは盛り込んでまいりたいと思いますし、利用者ニーズ、地元の意見、それから市町への照会ということでございますが、冒頭御説明しましたとおり、第2回の審議会で計画素案の審議をいただいた後に、市町への意見照会を予定してございます。計画の途中の段階で市町への意見照会をさせていただきますして、それぞれ各市町の御意見がありますので、そういったものも丁寧に盛り込んでまいりたいと考えております。

あと、水面につきましても、河川、水路という区分もございまして、都市との連携の部分もありますので、そういったところの御意見も踏まえながら検討してまいりたいと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。非常に大きな問題ですので、これはこれから中身を審議していく中でまた御意見をいただければなと思います。

皆さんから、ほかに何かありましたらお願いいたします。

【委員】 人口減少というところで、高齢化で人口が減っていくというのは当たり前なんですけど、静岡県の課題として、若い女性の都市への流出というのも最近よく言われていることかと思えます。私自身が、静岡県の西部で二拠点生活をしておりまして、都心部と山間地を行ったり来たりしながら生活をしているんですけども、やっぱり山間地での人口減少というのが目に見えて進んでおります。人がいなくなると土地が荒れていく、鳥獣被害が大きくなるというようなところが、つながって起きているところがありますので、こういった二拠点居住とかを促進するというのもいいんですけども、今ある土地の利用であるとか、それをどうやって継続していけるのかというところを踏まえて、人口減少の面からもアプローチを何かしていただけるといいなと思っております。

【会長】 ありがとうございます。

この点につきまして、いかがでしょうか。

【事務局】 御意見ありがとうございます。人口減少は、まさに企画課が担当させてい

ただいております。

資料3-2、最下段の真ん中のところに農山漁村とございまして、その2点目に交流拡大と移住・定住、二拠点居住の促進といったところを今回盛り込ませていただいております。委員の御指摘のとおり、山間地等々の人口減少というものを頭に置きながらこの記述についても検討してまいりたいと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。人口減少というのは非常に大きな一番の悩みでありますけれども、自治体によって環境や背景も違うという非常に複雑な問題がありまして、今山間地と土地の利用という面からのつながりでございしますが、これについても大事なことだと思いますので、これからまた御意見をいただければなと思います。

ほかに、皆さんから何かありましたらお願いします。よろしいでしょうかね。時間もありますので、皆さんから各立場でいろんな御質問をいただきました——何かありますか。

【委員】 ごめんなさい、ウェブで、手を挙げたらいいのか分からなくて、申し訳なかったです。

【会長】 どうぞ。お願いします。

【委員】 私は、まちづくりとか環境、教育のほうに関わっている者なので、県土利用というとても長期的に考えなくてはならない分野だなと思って考えていたんですけども、今、計画上、資料3-2になりますと、大きな3つの枠がありまして、一番左が防災に関わること、真ん中が生産性とか経済成長に関わる部分、一番右が自然環境や景観への配慮というような構成になっている。私のほうでも、河川審議会やふじのくに農業有識者会議みたいなものに関わらせていただいております、国土というのは、言うならば県の一番の資源だと思うんですね。その上に観光やいろんな産業が成り立っていますので、開発だとか、いろんな中で、AIであったりDXとか書かれているんですけども、これからそういったものを駆使して、自然環境とどう人間の開発が共存していけるかというところにぜひデジタルの分野を入れていただきたいと思いますと思っています。

というのも、結構ほか審議会などでも、開発してしまった後に対策で防災のことを考えるために膨大なハードウェア面へのコストがかかってしまったりだとか、逆にハード面で投資し過ぎて、今それをどう管理していくのかという管理面でのコストがまたかかっていて、農業者が減る中でそれをどう管理していくのかというのが課題になっている。ですので、賢く利用して発展していくためにも、自然環境の分析と県土をどのように利用してい

くことが、共存しながら、まちづくりの観点からも、また防災の観点からも、経済成長の観点からも重要になってくるなと思います。

優先順位的には、今大枠だと何となく防災と生産性があるって、でも景観にも配慮しましょうという感じの見え方になるんですけども、自然環境を中心に置いて、それをうまく分析していく中で、人間がその中に住んでいるというような考え方でいくと、とてもとても長期的ではありますが、自然環境や防災、特に静岡県の転出率が高いというのも出ていますので、そういった面が安心だとか経済的成長につながっていくのかなと思っています。ですので、自然環境に配慮というのが、開発だとか防災をする上でのデッドラインというか、リスク管理の部分ではなくて一番先端に自然環境の分析を持ってきて、その後に経済成長だとか防災というのをうまく組み込んでいくと、長期的な予算であったりとか、そういった面でも無駄がないのかなと感じました。

また、先ほど森林組合の方からお話が出ていたんですけど、水資源の買占めについてなんですが、実はこれは他県でも私はよく聞いていまして、外資の方が買い上げているという話は結構国内で進んでいるような話として聞いています。先ほど質問があって、今一応市町村のほうで対応を取っているというのと、監視しているということなんですけれども、観光の面からも静岡県はかなり水資源に依存しています、地酒とか、もちろん農業遺産になっているワサビであったりだとか、海産物、ひいては農業も、世界一高い富士山と深い駿河湾ということであっていることも多いので、水資源の影響をかなり受ける。

そういった意味では、他県に比べず、先端を行って、水資源の買占めに関しては地元の方の意識を上げていただくとともに、県のほうでは今は監視状態ということなんですけど、実質買おうと思えば買ってしまうのかなという印象を受けましたので、こういった計画、もしくはそれに準ずる法律などの中で阻止していくような、止めていくような段階だったり、かなり厳しい審査などを設定する必要があるのではないかなと。

それこそかなり長期的な資源になりまして、一回買われてしまうと、先ほど言った転売転売でどこに行ったか分からない中で、水資源がストップした場合に、一番生活の中で困るのは県民になります。その辺りの水資源の確保に対する危機感というのは計画の中に入れておくことが可能なのか、どうなのか。入れていただけるなら、阻止する形でのことを私からは要望するんですけど、実際どのような形になるかはお任せする形になるんですけど、危機感を覚えています。

また、農業分野のお話も出ていたんですけども、もちろん大規模化と集約化というの

は避けられない。私は地元が藤枝なのですが、実際に農業を辞めた方が、農地をやってくれるという若者を頼りに要望が集合していたり、お米農家さんも、機械を仕入れたらいろんな地域のおじいちゃんたちがうちの畑も頼むというような話が来ることはよく聞いている。

そういった集約化の一方で、やはり新規就農の壁が結構高くて、やっていけないということを知ることもあります。そういった全体的な農業生産率を上げていく部分として、集約化と大規模農業と、一方で新規就農であったりとか、そういったところに、農地転用の反面、と同じぐらい農業をやっていきたい方を支えるような環境づくりというのが、国土審議会の中でどう位置づけられるのかは分からないんですが、かなり必要な要素ではないかなと思っています。

すみません、長くなって。あと、全体的に、まちづくり、エネルギー、自然保護、DX、防災とか多分野にまたがる計画になりますので、この計画が今後どのように各部署に共有されて実行されていくのかというところは、正式に六次計画ができた後とても気になる所です。

長くなりましたが、以上になります。

【会長】 大変貴重な意見をありがとうございました。

今いろんな御質問をいただきましたが、自然環境の視点、また水資源の関係、農業の関係、それから全体的にこれからどうしてこの政策をやっていくのかという、4つぐらい質問をいただいたと思いますので、これに対して、担当ごとに回答していただくとありがたいかなと思います。

【事務局】 御意見ありがとうございました。私のほうから、1点目と4点目についてお答えをさせていただければと思います。

まず、今後の国土利用、管理の在り方、DXのお話が最初にございましたけれども、国の計画のほうでも新たな要素としてデジタル技術の徹底活用という点が盛り込まれておりますので、今回つくろうとしております県の計画につきましても、全体としてそういった視点というのは盛り込ませていただければと思っております。

それから、資料3-2のところ、自然から入って安全安心、それから県土利用というような御意見がございました。今回、県民の安全安心というのが大前提になりまして、その上で開発と保全のバランスと申しますか、ということで3つの区分に分けさせていただいたところがございますけれども、またその点は御意見を検討させていただければと思いま

す。

水資源に関する話と農業に関する話は、それぞれ担当課から回答させていただければと思います。

【事務局】 先ほどお答えした水源保全地域内での海外法人等の売買、土地の取引の関係なんですけれども、令和5年から進めておりまして、土地取引全体で今までに337件届出があった中で、海外と思われる案件が12件ありました。先ほど申し上げたとおり、現行の条例の中ではなかなかその規制までかけられない状況でありまして、そこについては、チェック機能を強化するというので、各行政機関で監視を強めることである程度の抑止力を期待したいというところで、現状はこのような取組でさせていただいているところです。以上です。

【事務局】 農地を最大限利用していくのは担い手が大切だと、特に新規就農、新しく農業に携わる方が重要だというような御指摘だったかと思うんですけれども、農業サイドとしては、新規就農に当たって土地をどういう形で確保していくか、それから栽培技術をどうやって確保していくか。あとは、施設とか機械を使うことになりますので、そこら辺の資金面、そういったものが新規就農に当たっては課題かなということで、今ニューファーマー制度ということで、農地中間管理機構を使って農地のあっせんを行ったり、受入れ農家という、農業の技術を教えるような農家さんに1年修行に入るということで、その期間ある程度の給料みたいなものを保障するような制度、そうしたものを現在運用して進めているということやっております。

御指摘のとおり、農地の利用、農地をしっかりと守っていくためには、担い手確保というのは一体だと認識しておりますので、先ほども少しお話しした農業サイドの「食と農の基本計画」の中に盛り込むのか、こちらのほうに盛り込むのか、少し中で調整をさせていただければということで、いずれにしても御意見として承りたいなと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。

【委員】 返答を分かりやすくありがとうございました。農業に関しては、ニューファーマー制度に関しては利用している方も何人か存じ上げているんですけれども、女性でも今やる方はいますので、女性が結構使いにくかったり、これは県のほうの決まりの責任ではなくて、担当者の意識が男性がやるものだみたいな形で、ちょっとつまづく女性農業者がいるという話は聞いている。女性農業者は多くはないと思いますし、県で推し進めるほ

どの規模ではないかもしれませんが、ぜひそういった意識は現場で変わっていくといいなと思いました。

また、水利に関しましては、よく分かりました。法律等はなく、監視を強めていただくということで理解しましたが、ぜひ、売る側の地主の方々が高齢の方が多いので、そういった方々に簡単に売ってはいけないみたいな、オレオレ詐欺じゃないですけども、意識啓発するようなキャンペーン、もしくは声かけというのがもしできるならば、法律面ではなくやれるかと思いますので期待したいと思います。

そして、一番最初の県民の安全と防災、経済成長、自然環境なんですけど、単純にこれはただ入れ替えてほしいという意見ではないので、ぜひ定期的に、自然環境を生かした開発という意味で、ただの配慮する対象ではなく自然の地の利を生かした開発というような意味では、中心、もしくは土台に据えてほしいなという意見なので、また検討いただければと思います。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。内容のほうを協議する中で、また今の意見を取り入れさせていただきます。

今いろんな御意見をいただきましたけれども、最終的には各市町で施策として反映するという質問もございましたが、県の国土利用計画というのは、これを受けて各市町がこれからまちづくりをしていくことになるわけですけども、同じ方向を向いて、やりやすいようなものはここで基本的なことは決めていかなきゃならないと思っております。ですから、県と市町が別々ということはもちろんないんですけども、うまく連携できるような計画にしていかないと全く意味がないのかなと私は今感じましたので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

ウェブ会議で参加されている皆さんが今日はいらっしゃいますけれども、皆さんから何かありましたらどうぞよろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間のほうも来ましたので、いろんな立場で御意見をいただきまして本当にありがとうございました。これからまた今日出ました御意見を反映していただきまして、骨子案のほうを修正していただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

【司会】 議事事項につきまして、御審議いただきましてありがとうございました。

審議会を閉会するに当たりまして、企画部長の山田より御挨拶を申し上げます。

【部長】 委員の皆様には、骨子案につきまして熱心に御審議をいただきまして、厚く

御礼を申し上げたいと思います。また、勝又会長、円滑な審議会運営に御尽力いただきまして本当にありがとうございます。

本日、委員の皆様から、様々御意見をいただきました。取扱いについては、次回の審議会で、各担当課で検討の上、盛り込めるものを計画素案に反映した上で再度御審議をいただくという形になりますけれども、私も今日、様々皆様からいただいた意見を、時間の関係で全てコメントすることはできませんが、多くの気づきをいただいたなという感想を持っております。

冒頭、DXの活用については、3次元点群データですとか、PLATEAUといったプラットフォームでモニタリング、これを国土管理、国土利用の上に生かしていくという御紹介をいただきました。これは、私どもの県の強みでございまして、冒頭にも申し上げましたように、国は国土利用計画の県計画について、県という市町を包括する広域団体に対してもっと自分たちの考えを入れろというような経営方針に変化してきております。そういった意味で、我々の持っている強みをちゃんと生かしていくということが必要なと思っております。

従前から言われている多自然居住地域というような概念は、登場してから既に四半世紀ぐらいたっていますけれども、私どものDXの取組で言うと、今獣害の対策に3次元点群データ、あるいは衛星のデータを活用して、人手が少なくても効果的に鹿の対策ができる、そういった取組も始めております。

また、例えば熱海の土石流の話がございましたけれども、盛土の監視にも衛星データと3次元点群データを組み合わせて、より効率的な監視体制が敷けると。そういったものの活用を進めておりますので、その視点を踏まえて次回の計画案の中にも記載を検討していきたいなと思っております。

それから、水源地のお話、何回か御意見をいただきました。先ほど担当課のほうからも回答させていただいたのですが、実は水資源保全条例を検討する際に、条例でどこまで規制ができるかという枠組みを検討した経緯がございます。結論から言うと、法制度でないと、条例のレベルではなかなか所有権の制限ということとはできないと。であればということで、今の監視、モニタリングという視点で、出てきた計画の中身を見て、各市町と連携しながら適正な土地利用を指導・誘導していくという発想で今の枠組みができております。

先ほど、県民への啓発も必要なんじゃないかということもありましたけれども、私ども、そういう視点を持って水資源保全条例、流域別の各計画を今数年かけて策定しているところ

ろですが、そういう中で住民の皆さんともキャッチボールをしながら意識の共有を進めているところでございます。

それから、地球の気候変動のお話をいただきました。激甚災害ということは、私どもも非常に防災対応ということで意識をしているところでございます。最近の想定外という言葉の中には、国土利用ということはどう考えていたかということと絡むことかなと思います。

先ほど、自然の地域から、バックキャストで、そういった表現ではございませんでしたが、人間が住むべき地域がどこなのかというような気づきがあるという御意見もいただいておりますが、まさにそういった視点をこの中に取り組んでいかないといけないなということを感じました。

それから、農業のお話をいただきました。冒頭にも私は申し上げたんですけれども、農業、例えば地域内消費というようなものも、県土の利用という中には地域経営をどうしていくかという視点を入れないといけないなと感じています。今回の計画の中でどういう表現にできるかというのはこれから検討しないとイケませんけれども、我々、そういう視点を持ってこの計画を取りまとめたいなと感じました。

それから、人口減少面からのアプローチ、人がいなくなると土地が荒れるということ、これは冒頭のデジタルとも絡みますけれども、どうやって省力化して土地管理ができるのかという観点から検討ができるのかなという感想を持っております。

あと、賢く分析してまちづくりとか経済成長もということは、まさに今回国のほうの全国計画もこういった視点で書かれております。繰り返しになりますけれども、都道府県において、地域のレベルで、地域経営全体の中で土地利用をどう考えるかという視点がまさに我々に求められている時代になっているんだなということを改めて感じさせていただきました。

以上、簡単ですけれども、皆様の御意見で気づきをいただいたところについてコメントをさせていただきました。改めて、今日の御審議の御礼を申し上げまして、私のコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして第1回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —